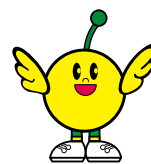


# ふくしまの vol.96

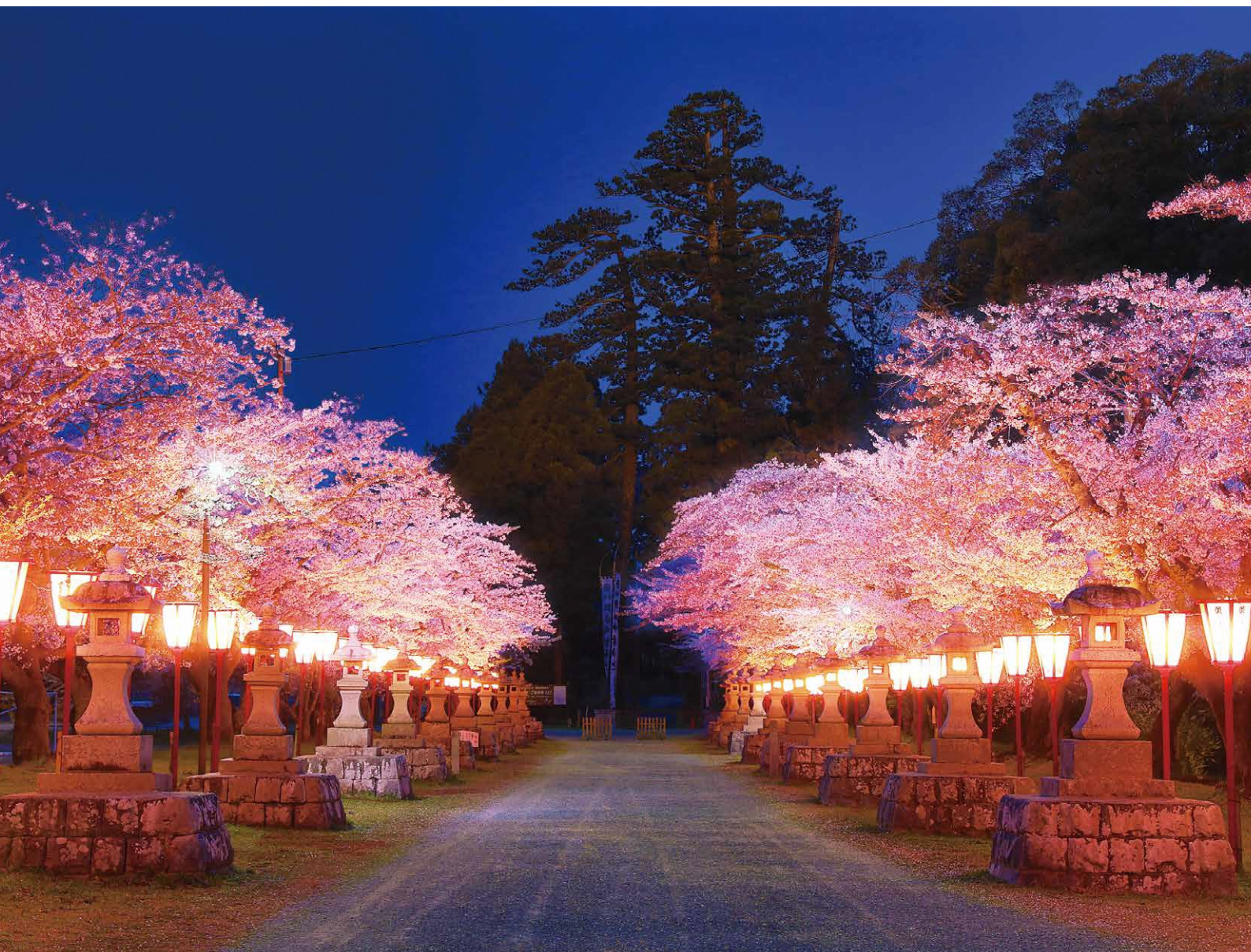
故郷とあなたをつなぐ情報紙

## 今が分かる新聞

令和5年3月15日(水)発行



「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取組や福島の復興に向けた動きなど、「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



Pickup View

### ぼりょう 馬陵公園の夜桜 (相馬市)

歴代相馬藩主の居城として、260年にわたり藩政の中心となった中村城(別名:馬陵城)。現在は史跡公園として多くの人々に親しまれており、桜の開花時期には、お堀や石灯籠に映える美しい桜景色を求めて、大勢の花見客が訪れます。4月初旬～中旬ごろに開催される相馬桜まつり期間中には、ぼんぼりも灯され、幻想的な夜桜も楽しむことができます。

**特集 1** 令和4年度「3.11ふくしま追悼復興祈念行事」が開催されました。

**特集 2** 福島県内の震災伝承施設を紹介します。

- 福島県復興公営住宅の入居者募集について
- 高速道路無料措置について
- 福島県奨学資金 奨学生募集のお知らせ
- 避難等に係る精神的損害等に対する追加賠償について



# 令和4年度「3.11 福島追悼復興祈念行事」が 開催されました。

東日本大震災で犠牲になられた方々へ哀悼の誠を捧げるとともに、復興への想いを新たにすため、「3.11福島追悼復興祈念行事」を行いました。

3月11日(土)に開催した東日本大震災追悼復興祈念式の模様について、福島県のホームページにおいて動画を公開しております。また、県内各地で開催されたキャンドルナイトについても情報を掲載しております。

ホームページは  
こちら



## 2023年3月11日のメッセージ

「私たちに変えられることが二つある。一つは自分自身。もう一つは未来だ。」  
(福島県を代表する偉人・細菌学者「野口英世」博士)

2011年3月、私たちは、あの巨大地震と津波、  
続く原子力発電所の事故に見舞われました。  
あれから12年の今、あの厳しい状況と県民の苦しい思いを  
決して忘れることはありません。  
2011年に「がんばろう 福島!」  
2012年に「ふくしまからはじめよう。」  
2021年に「ひとつ、ひとつ、実現する 福島」  
とのスローガンを掲げ、野口博士の教えのように、  
福島の未来をあきらめずに挑戦してきました。  
今、私たちの目の前には、あの時に想像できなかった希望が広がっています。

「Show the people, not the NUMBERS!」  
実際に来て見てふくしまのイメージが変わった。」  
(浜通りを視察した早稲田大学国際学生寮の皆さん)

昨年8月、全町避難が続いていた双葉町の一部で居住が可能となり、  
避難指示が出された12の市町村全てで、暮らせるようになりました。

世界に類を見ない規模の福島ロボットテストフィールドや  
福島水素エネルギー研究フィールドには、  
国内外から企業や研究者が集っています。  
新しい技術や手法を生み出そうとF-REI (エフレイ)と呼ばれる  
国立の知の研究拠点づくりがいよいよ始まります。

県産農産物の輸出量が年々増大し震災前の約3倍、431トンになりました。  
おいしさや生産者の思いが、海外にも確実に伝わっています。

あきらめずに挑戦を続け、年々「できる」が増えていきます。  
福島県民の皆さんのご尽力と国内外の皆さんのご支援の賜です。  
心から感謝を申し上げます。

一方、新型コロナウイルス感染症や  
相次ぐ自然災害、燃料や物価の高騰などの課題が、  
復興の現状を伝わりにくくしています。  
避難指示が続く地域では、  
我が家があるのに戻れない、住めないという現実があります。  
再開・進出した企業や農業者が、働き手の確保に苦労しています。  
さらに、根強い風評があります。  
12の国や地域が、福島県産を始め日本の農産物の輸入を規制しています。

「風評の根強い中で放流を続ける意味があるのか分からないときもありました。  
それでも、漁協として放流を続けています。  
いつか鮭が埋め尽くされる、あの木戸川を取り戻したいと思いながら、  
日々鮭と向き合っています。」  
(木戸川漁業協同組合ふ化場長 鈴木謙太郎さん)

我慢強く、復興に取り組んできた福島県民一人一人の前を向く姿勢は、  
オンリーワンの魅力です。  
若い世代を中心に移住者の数が過去最多を更新しました。  
未知の可能性に挑む人にあこがれ、新たな挑戦者や応援する人、  
共に楽しむ人が増え、次のあこがれを生んでいます。  
「あこがれの連鎖」は、逆境の中から生まれた私たちの誇りの一つです。  
古里の記憶が希薄になる子どもたちに、震災や原発事故のことと合わせ、  
こうした私たちの誇りを伝え続けます。

不可能の反対語は挑戦です。  
震災と同じ年の豪雨災害で被災した只見線が、  
昨年10月1日に全線復旧を遂げました。  
3つの鉄橋が流され、採算を考えると復旧は不可能と思われた中、  
あきらめることなく努力を重ねました。  
今、美しい秘境路線を訪れる国内外の人々からは  
「奇跡の復活」と称えられています。

このように、『福島とは被災を乗り越えた復興の地である』と  
世界中から認められる日は必ず来ます。  
その日に向かって、私たちは、逆境を乗り越え、  
ひとつ、ひとつ、実現していきます。  
日本の皆さん、世界の皆さん、  
ふくしまに来て、見て、食べて、私たちの声を聴いてください。

シンカは福島の挑戦を示す言葉です。  
より新しくする新化、より優れたものにする進化、より本質を極める深化。  
ご縁や信頼を大切にしながらシンカを続け、  
福島の未来を共に切り拓いてまいりましょう。

令和5年3月11日

福島県知事 内堀 雅雄



# 福島県内の震災伝承施設を紹介します。

## ①東日本大震災・原子力災害伝承館(双葉町)

震災と原子力災害による未曾有の複合災害の記録や復興の現状を国内外に伝え、その教訓を未来へ伝えるために令和2年9月に開館しました。

映像や展示物などのたくさんの資料から、震災・原発事故直後の様子から現在にいたる復興の歩みを学ぶことができます。また、来館者が震災・原発事故を自分事として考えることができるよう、語り部講話や被災地域のフィールドワークなど、体験プログラムも多数用意しています。



複合災害の調査・研究を行い、展示や研修に反映しています。



**開館時間** 9:00～17:00 (最終入館 16:30)  
**休館日** 火曜 (祝日の場合は翌平日)、年末年始 (12/29～1/3)  
**料金** 大人 600円、小中高生 300円  
 所 双葉町大字中野字高田 39  
 ☎0240-23-4402

## ②震災遺構 浪江町立請戸小学校

地震・津波の恐ろしさと、避難の経験を伝えるため残された震災遺構です。ゆがんだ床や崩れた鉄筋などが当時の様子を伝えるほか、被災者の想いや経験談を集めたパネル展示もあります。



黒板には自衛隊の励ましのメッセージが！

**開館時間** 9:30～16:30  
**休館日** 火曜 (祝日の場合は翌平日)、年末年始 (12/28～1/4)  
**料金** 大人 300円、高校生 200円、小・中学生 100円  
 所 浪江町請戸持平 56 ☎0240-23-7041

## ③とみおかアーカイブ・ミュージアム

複合災害がもたらした地域の変化を伝承する施設です。富岡町の成り立ちや歴史が分かる地域資料を展示し、震災前の町民の生活と比較しながら、震災と原子力災害によって町がどのように変わっていったのか伝えます。複合災害の展示ブースには数々の震災遺産や証言記録映像などもあります。



富岡町の魅力を知る様々な体験プログラムも開催されています。

**開館時間** 9:00～17:00 (最終入館 16:30)  
**休館日** 月曜 (祝日の場合は翌平日)、年末年始  
**料金** 無料  
 所 富岡町大字本岡字王塚 760-1  
 ☎0240-25-8644

## ④相馬市伝承鎮魂祈念館

津波により失われた尾浜・原釜地区、磯部地区の原風景を後世に伝え、追悼の場とするために作られました。地域の祭りや震災前の風景写真、震災当日の映像記録などが展示されています。



海のぞむ高台にあります！

**開館時間** 9:00～17:00  
**休館日** 12/29～1/3 **料金** 無料  
 所 相馬市原釜字大津 270 ☎0244-32-1366

## ⑤いわき震災伝承みらい館

震災の記憶や教訓を後世へと伝え、防災意識の醸成等を図るために令和2年5月に開館しました。パネルや映像、津波で被災した学校備品などの多様な展示のほか、語り部の定期講話も行われています。



定期講話の日程はHPでお知らせしています

**開館時間** 9:00～17:00  
**休館日** 月曜 (祝日の場合は翌平日)、年末年始 (12/29～1/3)  
**料金** 無料  
 所 いわき市薄磯 3-11 ☎0246-38-4894



# 令和5年度福島県復興公営住宅の入居者募集について

復興公営住宅の入居者の募集を下記の日程で行います。

| 令和5年度 | 回   | 募集期間                       | 入居予定      |
|-------|-----|----------------------------|-----------|
|       | 第1回 | 令和5年4月3日(月)～令和5年4月11日(火)   | 令和5年6月以降  |
|       | 第2回 | 令和5年6月1日(木)～令和5年6月9日(金)    | 令和5年8月以降  |
|       | 第3回 | 令和5年8月1日(火)～令和5年8月9日(水)    | 令和5年10月以降 |
|       | 第4回 | 令和5年10月2日(月)～令和5年10月11日(水) | 令和5年12月以降 |
|       | 第5回 | 令和5年12月1日(金)～令和5年12月11日(月) | 令和6年2月以降  |
|       | 第6回 | 令和6年2月1日(木)～令和6年2月9日(金)    | 令和6年4月以降  |



## 対象

- 避難指示区域等から避難されている方
  - 平成23年3月11日時点で、避難指示が解除された区域に居住していた方
  - 東日本大震災の地震・津波被災者
  - 平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続している区域を除く)に居住していた方
- ※住宅に困窮していることが要件となります。

募集の詳細(対象団地・応募要件等)は、福島県復興公営住宅入居支援センターへお問い合わせください。

問 福島県復興公営住宅入居支援センター  
☎024-522-3320



## 高速道路無料措置について

**警戒区域等に居住されていた方** 令和6年3月末まで無料措置期間が延長されます

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年から、**避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象**に実施されています。

※令和4年4月1日からは対象車種が「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」となり、大型車等の通行は無料措置が適用されません。

### 高速道路無料措置の期間延長及び適正化について

- ① 現在利用されている「ふるさと帰還通行カード」は、引き続き令和5年4月1日以降も利用できます。
- ② 無料措置の適正化に向けて、令和5年秋以降にカードの更新が予定されており、**現在利用されている方も更新申請が必要**となります。
- ③ 具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等は、決定次第お知らせします。

問 国土交通省道路局高速道路課 ☎03-5253-8500

※令和5年1月31日発表時点の情報です。手続きの詳細等について情報(問合せ先等)が更新されている場合があります。

**母子避難者等** 令和6年3月末まで無料措置期間が延長されます

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成25年から、避難して二重生活となっている家族\*の再会を支援する目的で実施されています。

令和5年4月以降も無料措置を受けるためには、**令和5年度用の無料措置証明書(有効期限:令和6年3月31日まで)**が必要となります。避難元市町村が、利用資格を確認した上で、順次、令和5年度用の証明書が郵送されますので、切替えをお願いします。なお、証明書が届かない場合は、避難元市町村にお問い合わせください。

**有効期限の入っていない証明書や令和4年度用の証明書(有効期限:令和5年3月31日まで)**を高速道路料金所で提示しても無料措置は適用されませんのでご注意ください。

※無料措置の対象要件は、震災発生時に福島県中通り及び浜通り(警戒区域等を除く)に居住しており、令和3年3月31日時点で県外等に避難して二重生活となっている母子避難者等(妊婦含む)及び対象地域内に残る父親等です。(対象となる子は、平成17年4月1日から平成26年3月31日までに生まれた者となります)

※避難元の市町村へすでに帰還している場合、無料措置の対象外となりますので、お手元の証明書は破棄してください。

問 [証明書の申請に関すること] 各市町村  市町村  避難者  高速道路無料

[母子避難者等の高速無料措置に関すること] 福島県避難者支援課 ☎024-523-4250

## 福島県奨学資金 奨学生募集のお知らせ

福島県では、経済的理由により修学困難な方に奨学資金を貸与します。

- 対象者** 高校、専修学校(高等課程)、特別支援学校高等部、大学、短大、高等専門学校に在学する福島県出身の方
- 応募方法** 願書・必要書類を在学する学校に提出
- 応募期限** 各学校の指定する日(6月頃)
- 震災特別採用** 原子力災害被災地域において被災した高校生などを対象とする別枠もあります。

問 福島県教育庁高校教育課 ☎024-521-7775

貸与金額、貸与要件等の詳細は、福島県奨学資金のWEBサイトをご覧ください。





# 避難等に係る精神的損害等に対する追加賠償について

中間指針第五次追補決定等を踏まえた東京電力による追加の賠償基準の概要を紹介いたします。  
詳細や最新の情報は、東京電力のホームページをご覧ください。

## 【東京電力による追加賠償基準の概要】

### 区域毎の追加賠償例（子供・妊婦以外の方※1）

表内の「1F」は、福島第一原子力発電所の略称で、「2F」は福島第二原子力発電所の略称となります。

【単位：万円】

| 本件事故時点における生活の本拠 | 標準追加賠償額・賠償項目           |                           | 中間指針第五次追補等 賠償項目 |                        |            |      |                 | 増額理由<br>※4 |      |
|-----------------|------------------------|---------------------------|-----------------|------------------------|------------|------|-----------------|------------|------|
|                 | 追加賠償額<br>※2            |                           | 過酷避難            | 避難費用、日常生活<br>障害<br>慰謝料 | 生活基盤<br>変容 | 健康不安 | 自主的<br>避難等に係る損害 |            |      |
| 避難等対象区域<br>(圏内) | 1.警戒区域<br>(1Fから20km圏内) | ①帰還困難区域および大熊町・双葉町         | 130             | 30                     | 100        | —    | (30)            | (20)       | ※3   |
|                 |                        | ②居住制限区域または③避難指示解除準備区域     | 280             | 30                     | —          | 250  | (30)            | (20)       | ※3   |
|                 |                        | 2.計画的避難区域<br>(1Fから20km圏外) | 130             | —                      | 100        | —    | 30              | —          | 個別確認 |
|                 | ②居住制限区域または③避難指示解除準備区域  | 280                       | —               | —                      | 250        | 30   | —               |            |      |
|                 | ④特定避難勧奨地点              | 南相馬市                      | 30              | —                      | —          | —    | 30              | —          |      |
|                 |                        | 川内村                       | 30              | —                      | —          | —    | 30              | —          |      |
|                 |                        | 伊達市                       | 22              | —                      | —          | —    | 30              | —          |      |
|                 | ⑤緊急時避難準備区域             | 2Fから8km～10km圏内            | 65              | 15                     | —          | 50   | —               | (20)       |      |
|                 |                        | 上記以外の区域                   | 50              | —                      | —          | 50   | —               | (20)       |      |
|                 | ⑥屋内退避区域および南相馬市の一部      | 16                        | —               | —                      | —          | —    | —               | 20         |      |
| 圏外              | ⑦自主的避難等対象区域            | 8                         | —               | —                      | —          | —    | 20              | —          |      |
|                 | ⑧福島県南地域および宮城県丸森町       | 6                         | —               | —                      | —          | —    | 10              | —          |      |

※1 本件事故時点における生活の本拠が表内①～⑧の区域にあった方のうち、2011年3月11日～2011年12月末の間に18歳以下であった方、および2011年3月11日～2011年12月末の間に妊娠されていた期間がある方を除いた方の追加賠償額の例になります。

※2 賠償項目について、直接請求手続やADRや訴訟などにおいて既に同趣旨の損害を賠償させていただいている場合には、中間指針第五次追補等を踏まえお支払い済みの金額との差額を賠償させていただきます（表内の薄黄箇所は、過去直接請求手続による自主的避難等に係る賠償をしていた場合の差額（追加賠償額）になります）。

※3 本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から20km圏内にあった方のうち、2011年3月から2011年12月末までの期間に避難等により計画的避難区域に一定期間滞在された方については、健康不安に係る金額(30万円)をお支払いさせていただき、自主的避難等対象区域に避難または滞在された方については、自主的避難等に係る金額(20万円)をお支払いさせていただきます。但し、両区域に避難された場合においては、健康不安に係る金額をお支払いさせていただきます。

※4 精神的損害の増額事由は、該当する方が対象となります。

- ・避難等対象区域(圏内) の子供・妊婦の方は、一部賠償額が異なります。
- ・圏外の子供・妊婦の方は、追加賠償はありません。

## 東京電力ホールディングス株式会社 福島原子力補償相談室

中間指針第五次追補決定における  
精神的損害等の賠償に関する専用ページ



二次元コードまたはキーワード検索からアクセスください。

東京電力 追加賠償  検索

中間指針第五次追補決定に係る  
精神的損害等の賠償に関するご相談専用ダイヤル

問 ☎0120-926-470

受付時間 午前9時～午後7時(月曜～金曜[除く休日])  
午前9時～午後5時(土曜・日曜・休日)

# 全国避難者情報システム等への避難情報の届出のお願い

避難情報に変更(転居や帰還など)がありましたら、避難先の市区町村へ「全国避難者情報システム」の届出をお願いします。届けた所在地宛てに、福島県や避難元市町村からのお知らせなどを送付できるようになります。

併せて、13指定市町村(\*)から避難されている方は、原発避難者特例法に基づく届出も避難元市町村宛てにご連絡いただくようお願いいたします。避難先においても一定の行政サービスを受けることができるようになります。

13指定市町村(\*) いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

問 福島県避難者支援課 ☎024-523-4250

## 全国避難者情報システムへの届出

- ① 避難先の変更がある場合(転居など)
- ② 避難を終了する場合(帰還・定住など)

①の場合

②の場合

現在お住まいの避難先市区町村及び転居後の避難先市区町村の双方へ届出

現在お住まいの避難先市区町村へ届出

## 原発避難者特例法に基づく届出

13指定市町村から避難されている方で、避難情報に変更がある場合、避難元市町村へ届出



ふるさとに帰還した人、まちに移住してきた人の「いま」をご紹介します。

インタビューの様子はYouTube動画でも配信しています。右下の二次元コードからご覧ください。

まちのためにできることを探しながら  
ここでの暮らしを楽しみたい

こんどう かほ  
近藤 佳穂さん(大熊町)



東京都出身の近藤さんは夫の仕事の関係で2022年7月に大熊町に移住。現在はホテルレストランでの勤務経験を生かして、マルシェやイベント等に出演し、地域の人々との交流を深めています。

「2020年に初めて大熊町を訪れた時は少し寂しげな印象を受けましたが、実際に住んでみるとポジティブな人が多く、新たな商業施設もできるなど活力にあふれていて、ガラリと印象が変わりました。何より満天の星がすごくきれいで、日々感動を味わっています」と輝く瞳で話す近藤さん。自分が作ったお酒を飲んでお客様が笑顔になったり、お客様同士が仲良くなったりする姿を見ると、微力ながらも地域に貢献できていると感じられるといいます。「自分なりにここでの暮らしを楽しみながら、このまちで必要とされる役割があれば何でも担っていきたい」ととびきりの笑顔でまちを明るく照らしていました。



お酒が飲める場所が少なく、まちの人からイベント出演に誘われたことをきっかけに始めたという出張バーテンドー

インタビューの様子はコチラ!



動画をチェック!

## ふるしまの 今が分かる新聞

これまでのインタビューの様子も右上の二次元コードからご覧ください。  
※ご職業等は取材当時のものです。

91号



石井食堂3代目  
石井 秀昭さん(葛尾村)

92号



軽食・喫茶レインボー店主  
武内 一司さん(大熊町)

93号



天山文庫管理人  
志賀 風夏さん(川内村)

94号

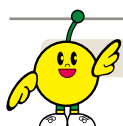


楡葉町スポーツ協会職員  
赤間 謙さん(楡葉町)

95号



小高ワーカーズベース職員  
根本 李安奈さん(南相馬市)



バックナンバーもチェック!

福島 今が分かる新聞

検索



発行/福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4250